

《本 所》

〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ 308 - 6
TEL (0855)65-1110 FAX (0855)65-2346
E-mail : yunotu_s@iwami.or.jp

《経営支援センター》

〒599-2301 大田市仁摩町仁万 837 - 1
TEL (0854)88-2513 FAX (0854)-88-4077

「事業計画作成セミナー」を開催

銀の道商工会では、10月18日（火）仁摩経営支援センターにて第1回事業計画作成セミナーを開催しました。

本セミナーは、個々の事業者の経営力向上と持続的発展に向けた支援に積極的に取り組むことを目的とし、2回のセミナーを行うもので今回が第1回目の開催です。



当日は、(有)スタイルクリエイション代表取締役専務の足立修司先生を講師にお招きし、仁摩地区会員さんを中心とする12名が受講。経営計画の必要性について、グループ討議を交え熱心に勉強をしました。



2回目は10月31日（月）午後7時より、仁摩経営支援センターにて「経営分析」をテーマにセミナーを開催しました。経営分析を活用し収益性、安全性、生産性の見方について学び自社の状況を確認しました。また、損益分岐点分析の計算問題についても実習いたしました。

損益分岐点分析の計算問題についても実習いたしました。

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日より65歳以上の方も「高年齢被保険者」として下記の場合、雇用保険の適用対象となります。

- (1) 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合。
- (2) 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用する場合。
- (3) 平成28年12月末時点で高齢者継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合。

— 日本政策金融公庫情報 —



マル経融資制度
(小規模事業者経営改善資金)



— 制度の特徴 —

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするための無担保・無保証人・低利で融資を受けられる制度です。

尚、事前に用意していただく書類等がありますので、詳細につきましては商工会へお問い合わせ下さい！

融資限度額	2,000万円
返済期間	運転資金 7年以内 設備資金10年以内
担保・保証人	不要です
利率	1.16% 平成28年10月31日現在

中小・小規模事業者出産後職場復帰促進事業

奨励金
20万円
または10万円

**出産後の
職場復帰支援に取り組む
事業主の皆様
を応援します！**



対象事業者 従業員50人未満の事業者等

支給要件 従業員が出産後復帰して3か月以上雇用
※平成28年1月1日以降に復職された方

**奨励金
支給額**
(1人あたり)

- ①20万円
…従業員が育児休業を3か月以上取得した場合
- ②10万円
…①以外（育児休業3か月未満等）の場合



問い合わせ・申請先は裏面でご確認ください。

申請書類は 島根県雇用政策課 検索 ホームページからダウンロードしてください。

すべての事業者に 個人情報保護法が適用されます！

平成29年春頃より



現在、適用除外とされている小規模事業者（保有する個人情報が5000人以下の企業）も、法改正により平成29年春頃から個人情報保護法の対象となります。

自分の会社がお客様や従業員の個人情報を適切に取り扱っているか、今のうちに確認しておきましょう。

個人情報保護法の5つの基本チェックリスト

- その1 個人情報を取得する時のルール
- その2 個人情報を利用する時のルール
- その3 個人情報を保管する時のルール
- その4 個人情報を他人に渡す時のルール
- その5 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

商工貯蓄共済加入 募集中



問い合わせ：銀の道商工会本所

0855-65-1110

銀の道商工会仁摩支援センター

0854-88-2513

事業承継を契機とした経営体制整備や 経営革新等の新たな取組を支援します！

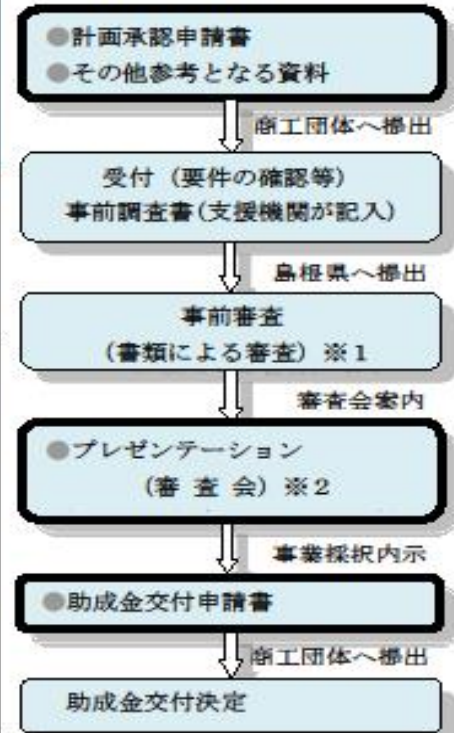
島根県事業承継新事業活動支援助成金



島根県事業承継新事業活動支援事業は、地域経済の基盤を担う小規模事業者・中小企業者の事業承継や事業承継後の事業基盤の確立を促進するため、体制整備や新たな取組に必要な経費の一部を助成し、計画の実行を支援するものです。

	体制整備型 後継予定者を中心とした経営体制を整備する取り組みに対し助成	経営革新型 経営の維持・向上を図るために後継者・後継予定者を中心として取り組む新事業活動等に対し助成
対象者	10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者 ※事業承継計画の策定が必要	2年前から10年後までの間に事業承継を行った又は行う予定の県内中小企業者 ※承継予定企業は事業承継計画の策定が必要
助成対象事業	○事業承継計画策定・実施事業承継手続、後継者育成、戦略策定経費等 ○人材育成事業 体制強化に向けたリーダークラスのOJT、研修経費等	○事業承継計画策定・実施事業承継手続、後継者育成、戦略策定経費等 ○新商品新サービス開発・収益力強化事業 開発経費、レイアウト変更経費等 ○販路開拓事業 新商品新サービス開発、収益力強化に伴う販路開拓経費 ○人材育成事業 新商品新サービス開発や収益力強化に必要な幹部育成
補助率	1/2	1/2 経営革新計画の承認を受けた場合2/3
助成額	上限：100万円～200万円 (1事業ごとに上限100万円)	上限：100万円～300万円 (1事業ごとに上限100万円) 経営革新計画の承認を受けた場合、上限額100万円引き上げ (最大400万円)
期間	12か月以内	

助成事業申請の流れ



- ※1 要件を満たしていない場合や計画の熟度が低い場合は、書類審査で不採択となります。
※2 審査結果に関する異議申し立ては、受け付けません。

○採択にあたって

審査基準（実施要領第10条第2項）により審査され、予算の範囲内で採択されます。

お問合せは、最寄りの商工会議所・商工会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団へ

島根県事業承継新事業活動支援事業ホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/syoukei.html>

[第3回]

■公募期間

平成28年10月20日（木）～平成28年11月25日（金）

■申請書提出先

銀の道商工会 0855-65-1110 銀の道商工会仁摩支援センター 0854-88-2513